

新しい時代の特別支援教育を支える学校施設の在り方について（骨子案）

※本骨子案は現時点での案であり、項目立てや表現等については今後委員の意見等を踏まえ変更し得るものである。

第 1 章 新しい時代の特別支援教育等の動向

1. 新しい時代の特別支援教育の動向

1-1 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- (1) 我が国の特別支援教育に関する考え方
- (2) 特別支援教育を巡る状況の変化

1-2 これからの特別支援教育の方向性

- ① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
- ② 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

- (1) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化
- (2) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上
- (3) ICT利活用等による特別支援教育の質の向上
- (4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

2. 公共施設としての学校施設を取り巻く現況

- 2-1 学校施設のバリアフリー化の推進
- 2-2 激甚化・頻発化する災害への対応（福祉避難所等としての役割）
- 2-3 防災・減災、国土強靱化の推進
- 2-4 インフラ長寿命化基本計画等を踏まえた老朽化した施設への対応
- 2-5 持続可能な開発目標と脱炭素社会の実現に向けた対応

第2章 特別支援教育を巡る状況等を踏まえた施設の在り方

(前書きとして、これまでの特別支援教育を巡る学校施設整備における課題や成果、今後の方向性等について記載する。)

凡例：○特別支援学校に関する記載

●小・中学校（普通学級、特別支援学級、通級による指導）に関する記載

1. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

1-1 障害種別の対応

①基本的な考え方

- 多様な障害の状態や特性等に応じ、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部に応じた施設環境とすることが重要である。
- 個別の障害種の視点だけでなく、障害の重度・重複化、多様化へ対応した施設環境づくりが重要である。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 肢体不自由への対応では、玄関や非常口等の出入口、側溝等の屋外運動場への動線も含め、できる限り段差を設けないように計画することが重要である。
- 視覚障害への対応では、校舎内の安全な移動のため、教室配置や廊下等をわかりやすく、記憶しやすい空間構成とすることが重要である。
- 視覚障害への対応では、聴覚を活用した学習を行うため、静寂さを確保した空間とすることが重要である。
- 情緒が不安定な児童生徒等のパニックや多動・衝動性等に十分配慮した計画とすることが重要である。
- スクールバスの発着場と教室との間等の各動線は、各児童生徒等の障害の状態や特性等に応じた移動方法や移動速度等を考慮したものとすることが重要である。(例えば、車椅子、杖、ストレッチャー等の多岐にわたる移動方法を想定)
また、動線の確保が難しくなる場合等も想定し、通路の設定や廊下の幅の確保等を行うことが重要である。

②-2 各室で留意する点

- 肢体不自由への対応では、児童生徒等の体格や障害の状況は様々であり、二段手すりを整備することも有効である。
- 肢体不自由への対応では、階段の墜落・転落事故防止のための柵やスロープの衝突対策のための緩衝材等を整備することが重要である。
- 肢体不自由への対応では、廊下は車椅子が余裕をもってすれ違うことができる幅とすることが望ましい。

- 洗面器、流し等の設備は、車いす利用者の使いやすさに配慮し、下部に空間を確保することが望ましい。
- 視覚障害への対応では、校舎内の安全な移動のため、動線部分に突起物等を設けず、視覚障害者誘導用ブロックや音声誘導装置を設置したり、段鼻を目立たせたり、採光を工夫することが重要である。
- 視覚障害や刺激に過敏な児童生徒等への対応では、調光や遮光ができる仕様とするとともに、間接照明等の柔らかな光が得られる方式を用いることも有効である。
- 聴覚障害や聴覚過敏の児童生徒等への対応では、十分な遮音性・吸音性のある指導室を確保することが重要である。
- 聴覚障害への対応では、教室等において、音や光による注意喚起装置や大型ディスプレイへの字幕の投影等を行ったり、チャイムや校内放送を可視化したりする等、視覚のみで情報を把握できる設備の設置に留意した計画とすることが重要である。
- 情緒が不安定な児童生徒等が落ち着きを取り戻すための小空間を計画することが有効である。

1-2 ICTの活用と個別最適な学び・協働的な学び

①基本的な考え方

- 「誰一人取り残すことのない教育」を実現するため、自然災害やコロナ禍等で障害のある児童生徒等が取り残されることのないよう、ICT等を活用しながら学びへの対応をしていくことが重要である。
- 特別支援学校の所在地周辺の小・中学校との交流に加え、特別支援学校に通う児童生徒等の居住地周辺の小・中学校との交流及び共同学習を推進する観点から、必要なICTの活用に対応した計画とすることが重要である。
- 特別支援学校は、ICT機器を含めた各障害種に必要な学習環境の整備を含め、地域の小・中学校等の要請に応じて必要な助言等に努めることが望ましい。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 児童生徒等が集中するための可動間仕切等、一人一人に応じた多様な空間を確保することが有効である。
- 情報保障の観点から、教室だけでなく学校内のすべての場所でICTが利用できるよう計画することが重要である。その際、無線LAN、有線LAN、電源が様々な場所で使えるようにすることが有効である。
- 交流及び共同学習をオンラインで実施するための高速なネットワーク環境、複数の端末からの一斉接続を想定した無線LANの整備等に対応した計画とすることが重要である。
- 1人1台端末の整備に伴い、児童生徒等が端末を持ち帰り、家庭や病院から遠隔で授業を受ける環境にも柔軟に対応した計画とすることが望ましい。
- 将来の社会生活を想起し、必要な情報にアクセスするためのICT機器の活用に対応した計画とすることが重要である。

②-2 各室で留意する点

- 教室等の学習関係諸室においては、障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じ、以下のようにICTの活用に対応した計画とすることが有効である。
 - ・1人1台端末等に対応した新JIS規格の大きな机等の家具の導入
 - ・高さの調整ができる大きな机等の家具の導入
 - ・配線を天井から吊り下げる等、視覚障害、肢体不自由への配慮
 - ・(視覚障害)点字ピンディスプレイ、大型モニター、拡大読書器等の支援機器とタブレット等の併用、遮光カーテン、間接照明・調光装置等による調光、黒板照明、湾曲黒板、カメラ機能等
 - ・(聴覚障害)マイク・テレビ等の音声を補聴器等に転送する補聴システム、音声を字幕に変換するシステム等
 - ・(知的障害)デジタルサイネージ、タブレット
 - ・(肢体不自由)視線入力装置、ボールマウス、スイッチの工夫

- ・(病弱) 家庭・病院等と高速ネットワークで接続する遠隔教育システム、代替入力装置等
- ・(発達障害) 教科書・教材等にアクセスするため機器

○図書室においては、読書バリアフリー法（視覚障害者等）に基づき、以下のように ICT の活用に対応した計画とすることが有効である。

- ・タブレット、拡大読書器等が利用できるスペース、電源の確保、電子書籍等を蓄積し提供するファイルサーバーを利用するためのネットワーク環境等
- ・個人端末が接続できるネットワーク環境
- ・司書等が障害者のアクセス可能な図書を電子的に制作するための環境

○屋内外の運動施設においては、以下のように ICT の活用に対応した計画とすることが有効である。

- ・タブレットやスマートフォン等の携帯端末が活用できる無線 LAN 等のネットワーク環境、電源の確保
- ・タブレットやスマートフォン等の携帯端末で撮影した画像・動画を視聴するための大型モニターの設置
- ・屋内運動施設における ICT 機器が正常に動作するために温度等の制御

○動線空間については、以下のように ICT の活用に対応した計画とすることが有効である。

- ・児童生徒等がコミュニケーションや掲示物の確認等に使用するための ICT 機器が利用できる無線 LAN 等のネットワーク環境
- ・非常時・災害時を含めた情報表示のためのデジタルサイネージ等の設置するための無線 LAN、有線 LAN 等のネットワーク環境、電源の確保
- ・視覚障害等の児童生徒等が ICT 機器を使用するための均一な明るさの確保

○生活・交流空間については、以下のように ICT の活用に対応した計画とすることが有効である。

- ・寄宿舎等における個人端末が接続できるネットワーク環境
- ・非常時・災害時を含めた情報表示のためのデジタルサイネージ等の設置するための無線 LAN、有線 LAN 等のネットワーク環境、電源の確保

○共通空間については、以下のように ICT の活用に対応した計画とすることが有効である。

- ・便所において、災害時の情報保障のためのデジタルサイネージや電光掲示板等の設置や音声案内・間接照明等の設置
- ・洗浄施設において、視覚障害、聴覚障害、知的障害等の児童生徒等にアルコール消毒等の手順を示すデジタルサイネージ等の設置
- ・ロッカーにおいて QR コードや IC タグ等、視覚障害の児童生徒等を誘導することができる環境

○学校開放のための空間においては、以下のように ICT の活用に対応した計画とする

ことが有効である。

- ・ 保護者や地域住民が個人端末が接続できるネットワーク環境
- ・ 点訳等の情報保障サービスを提供するボランティアが PC、点字プリンタ、拡大コピー機、スキャナー等の必要な設備を利用しやすい環境

○センター的機能関係諸室においては、以下のように ICT の活用に対応した計画とすることが有効である。

- ・ 点字ピンディスプレイ等の支援機器、デジタル教科書、音声教材・PDF 版拡大図書、PC システム・タブレット端末、視覚障害者用ポータブルレコーダー等
- ・ 地域の学校から依頼された点訳、音声訳等を担うための ICT の利用

○管理諸室については、以下のように ICT の活用に対応した計画とすることが有効である。

- ・ 障害のある教職員が校務等を行うための ICT の利用
- ・ 電子化された教材や校務関係資料等を安全に運用するための機器、サーバーの管理
- ・ PC やタブレットの集中管理
- ・ 非常時の避難・誘導のための回転灯やデジタルサイネージ等の運用

1-3 医療的ケアへの対応

①基本的な考え方

- 医療的ケアを安全に実施するためには、衛生面に十分配慮した計画とすることが重要である。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 医療的ケアに必要な機器を使用するための電源は、非常用電源も含め、適切な位置に十分に確保するよう計画することが重要である。
- 医療的ケアの専門的な職員等のための空間を教室等と近接した位置に計画することが望ましい。
- 医療的ケアに必要な機器等を消毒・管理する空間、緊急時の薬剤等を管理する冷蔵の保管庫等の設置に対応した計画とすることが重要である。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒等への対応では、二分脊椎症等の排泄行為が困難な児童生徒等が自ら排便処理や導尿等を実施できる空間を確保した計画とすることが重要である。

②-2 各室で留意する点

- 医療機器や冷暖房設備、加湿設備等を使用するための電源は、複数の児童生徒等が同時に使用することを想定した計画とすることが重要である。
- 医療的ケアを実施するためには、経管栄養のスペースやプライバシーに配慮された休養スペースを計画とすることが望ましい。

1-4 自立と社会参加

①基本的な考え方

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 教育相談、進路相談を行う室、自立活動等を個別に指導するための室を計画することが重要である。
- 校内実習を行うための喫茶スペースや倉庫作業のためのスペースを計画することが望ましい。
- 宿泊訓練のためのベッド・ユニットバスや冷蔵庫等の配置等に対応した計画とすることが望ましい。
- 校外実習へ出向くためにマイクロバス等の移動手段を用いる場合、その発着場については、雨天時等に配慮し、屋根を設けることが望ましい。また、安全かつ円滑な乗降のための十分なスペースを確保するよう計画することが望ましい。
- 「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師」「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」等の養成施設においては、各資格の養成施設の認定・指定に係る規則等において規定された面積等に適合する施設環境を確保することが重要である。

②-2 各室で留意する点

1-5 関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応

①基本的な考え方

- ライフステージに応じた切れ目のない支援や、家庭・教育・福祉の連携の強化、個別の教育支援計画・指導計画を活用した他分野との連携の強化に対応した計画とすることが重要である。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 就学前の乳幼児相談を含め、就学前から卒業後まで対応できる地域に開かれた施設環境を計画することが重要である。
- 地域内の教育相談や乳幼児相談等を担うため、遠隔地との通信に対応した計画とすることが望ましい。

②-2 各室で留意する点

- 乳幼児相談等への対応として多機関が連携するためのコミュニケーションの場として、ラウンジや談話コーナー等を計画することも有効である。

2. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備

2-1 交流及び共同学習のための空間等

①基本的な考え方

- 特別支援学校と小・中学校等が、学校の中で共生社会を具現化できるような環境づくりを行うことが重要である。
- 小・中学校において、障害のない児童生徒等と障害のある児童生徒等との交流及び共同学習を前提とした計画することが重要である。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 障害のある児童生徒等が社会から分け隔てられているという意識を生み出さないよう、室の配置や動線の設定においてインクルーシブな計画とすることが重要である。
- 交流及び共同学習が実施できるよう、多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保することが重要である。
- 通常の学級と特別支援学級を設置する際には教室を隣接させ、日常的な交流が促されるよう計画することが重要である。

②-2 各室で留意する点

(考えられる論点)

- ・交流及び共同学習のための空間等の観点から、各室で留意する点として追記すべき事項はあるか

2-2 特別支援学級、通級による指導への対応

①基本的な考え方

- 特別支援学校設置基準において自立活動室について記載されているところ、小・中学校の特別支援学級や通級による指導で行われる自立活動へ対応した施設環境を確保することが望ましい。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 特別支援学級や通級による指導において、自立活動関係諸室や感覚統合・運動機能の指導のためのプレイルーム等の多様な空間を確保し、それに応じた収納空間を計画することが望ましい。
- 特別支援学級の自然体験活動を支える空間として、動植物の飼育・栽培等、自然との共生を考慮した施設づくりを行うことが重要である。

②-2 各室で留意する点

- 特別支援学級や通級による指導の教室に近接した位置に、教員が付き添い排泄指導等のできる十分な面積の便所、児童生徒等の身辺処理のためのシャワールーム、手洗い場、エレベーター等を計画することが重要である。
- 視覚障害への対応では、特別支援学級における拡大教科書等の配置や斜面台・書見台等の家具の導入に対応した計画とすることが重要である。

2-3 施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応

①基本的な考え方

- 複数の障害種を併置・併設した特別支援学校については、その多様な設置形態に対応し、計画的に環境を整備することが重要である。また、障害のある児童生徒等の数の増減を考慮し、適切な規模の計画とすることが重要である。
- 小・中学校への特別支援学校の小・中学部の併置、高等学校への高等部の併置等、多様な学校の設置形態に対応し、計画的に環境を整備することが重要である。
- 特別支援学校の校地については、児童生徒等の居住分布や通学距離、通学時間を考慮し、選定することが望ましい。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 病院等に併置する場合には、普通教室・特別教室・自立活動室・図書室・保健室・職員室等の授業の運営に必要な施設環境の整備が重要である。

②-2 各室で留意する点

- 病院等に併置する場合、電子カルテや医療機器への影響への懸念から教育のためにネットワーク接続できないこともあることから、必要なネットワーク環境に対応した計画とすることが重要である。

(考えられる論点)

- ・特別支援学校について、異なる障害種間や小・中学校との併置をする場合、立地や配置計画、各室で留意する点として、追記すべき事項はあるか。

3. 社会的要請等も踏まえた、安全・安心・快適な空間づくり

3-1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン等

①基本的な考え方

- 小・中学校の既存学校施設においても、特別支援学校と同様、障害のある児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえた計画とすることが重要である。
- バリアフリー化に当たっては、児童生徒等を含め、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 学校種をまたぐ改修等により特別支援学校を設置する場合、必要な対応を計画的に実施することが重要である。
- バリアフリートイレを計画することが重要である。
- バリアフリートイレは、各階に計画することが望ましい。
- スクールバスの発着場については、乗降時における排泄上のトラブル等へ対策するため、付近に汚物処理ができる便所を設置することが望ましい。
- スクールバスの発着場については、雨天時等に配慮し、屋根を設けることが望ましい。

②-2 各室で留意する点

- 視覚障害者誘導用ブロックは、切れ目なく連続して配置するよう計画することが重要である。
- バリアフリートイレには、おむつ替え等を必要とする児童生徒等にも対応できるよう、大型のベッドを配置に対応した計画とすることが望ましい。
- 性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等へ対応したトイレ等の整備を検討することが重要である。
- 校内の案内表示については、案内用図記号（ピクトグラム）や音声で案内する装置等、障害に配慮し、室・空間の位置を認知しやすくすることが重要である。
- 屋内運動場やホール等のステージ等へアクセスするための段差の解消等を計画することが重要である。
- 肢体不自由以外にも歩行困難な児童生徒等が在籍する場合へ対応するため、エレベーターや階段の手すり、スロープを計画することが重要である。

3-2 特別支援学校設置基準、教室不足への対応

①基本的な考え方

- 在籍者数の増加による慢性的な教室不足に対応するため、児童生徒等の数の増減を考慮し、適切な規模の計画とすることが重要である。
- 特別支援学級、通級による指導において、可動間仕切りや防音壁等により応急的な教室環境の確保を行っている場合においても、障害の状態に応じた多様な学習活動等に柔軟に対応できるよう、十分な面積の学習空間、必要な採光や通風・換気等の条件が確保できるよう計画することが重要である。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 特別支援学校設置基準への対応等のための増築等を検討する場合には、敷地の規模や校舎、屋内運動場等の各施設の面積規模を勘案し、他の学校施設の活用等、計画的に整備することが重要である。

②-2 各室で留意する点

3-4 教職員の働く場

①基本的な考え方

- 障害のある教職員も含め、教職員が働きやすい計画とすることが重要である。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 教職員のための休養室、ロッカー室等の空間を設けることも有効である。
- 医療的ケア看護職員、情報通信技術職員、特別支援教育支援員等の支援スタッフのための空間を計画することが望ましい。

②-2 各室で留意する点

4. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

4-1 災害時における避難所としての機能

①基本的な考え方

- 特別支援学校が福祉避難所としての防災機能を担う場合には、都道府県等の学校設置者と、児童生徒等の居住する市区町村で行政機関が異なることによる弊害を生まないように連携することが重要である。
- 災害の状況によっては安全のため校舎内に留まること、また、そのまま福祉避難所として避難生活を送るという観点から計画することも重要である。
- 他の公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担等の連携を行うことも有効である。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 特別支援学校が福祉避難所としての防災機能を担う場合には、状況によっては通常の避難所になり得ることを考慮しつつ、児童生徒等、教職員のほか、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の利用に配慮したゾーニングや動線を計画することが重要である。
- 特別支援学校が福祉避難所としての防災機能を担う場合には、児童生徒等、教職員のほか、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の利用を想定し、地域のニーズを踏まえた計画とすることが重要である。

②-2 各室で留意する点

- 屋内運動場は、避難所としての役割も果たすことから、バリアフリートイレ、空調設備、非常用電源、無線 LAN 等の通信ネットワーク、プライバシー保護・感染防止のための間仕切等を計画することが望ましい。
- 避難所としての防災機能については、医療的ケア等の医療器具などにおける使用を想定し、太陽光発電やディーゼル発電装置等、安定的な電力の供給が可能な自家発電設備等を整備することが重要である。
- 非常時の避難経路は、校舎内外問わずバリアフリー化することが重要である。
- 聴覚障害への対応として、非常時の安全確保・避難誘導のための回転灯やデジタルサイネージに対応した計画とすることが重要である。

4-2 生涯学習、保護者・地域住民との関わり

①基本的な考え方

- 教育相談や通級による指導、学校開放等による地域住民の利用を考慮し、地域の児童生徒等、地域住民と関わりが持ちやすい計画とすることが重要である。
- パラスポーツの拠点となる等、地域の障害者の生涯学習等の拠点となる場として計画することが重要である。

②-1 立地や配置計画等学校全体として留意する点

- 保護者や地域住民等の利用のほか、特別支援学校の児童生徒等による居住地の小・中学校との交流等も考慮し、校舎内外問わずバリアフリー化を行うことが重要である。

②-2 各室で留意する点

- 来客用の昇降口にベンチを置く等、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の利用に配慮した工夫をすることも有効である。

(考えられる論点)

- ・他の公共施設等との複合化の観点から追記すべき事項はあるか。